

第5次安城市男女共同参画プラン 新施策体系案

資料 4

基本目標	施策	新No.	取組	担当課	男女共同参画の視点からの達成目標	実施内容
1 女性のさらなる活躍促進	(1)各種審議会における女性参画の促進	1	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組	市民協働課	女性が審議会等に参加することで、方針・政策決定の場で女性の意見を反映できるようになる。	関係各課に調査・ヒアリングを実施し、各種審議会等における女性の登用促進を働きかける。
		2	人材リスト等の整備	市民協働課	人材育成講座修了生等が人材リストへ登録されることで、様々な審議会等に参加することができるようになる。	人材育成講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登載し、審議会等への参加促進をする。
	(2)女性の人材育成の活性化	3	人材育成のための講座等の開催	市民協働課	受講生が、人材育成講座を通じて市政へ関心を持ち、様々な分野で意見を提言する場に参画できるようになる。	人材育成講座を開催し、方針・施策決定の場に参画できる女性人材を計画的かつ継続的に育成する。
		4	女性の人材育成のための研修・講座への派遣	市民協働課	県などが開催する研修会等へ参加した市民が、女性リーダーに必要な知識・見識を得る。	県などが行う女性リーダーを育成するための研修会や講座へ市民を派遣する。
		5	女性指導者の活躍する場の提供	生涯学習課	自らの知識や経験をもとに新たに活動を起こすことを予定している女性に対して、活動の機会を提供することで、広く女性が実践を通じた活動のノウハウを学ぶことができるようになる。	公民館講座等の講師として活躍する機会を提供する。
		6	女性のライフプランニング支援	生涯学習課	社会情勢に即した女性向けライフプランニング講座を開講することで、知識を得た女性が充実した生活を送ることができるようになる。	積極的な社会参画を目指す女性をはじめ、女性が充実した生活を送るための講座を開講する。
	(3)職場における女性活躍・男女共同参画の推進	7	職場での女性活躍、男女共同参画の推進に向けた啓発・情報提供	商工課	県・関係機関が開催する講座等の情報提供などを通じ、企業・事業所などへ女性管理職の拡大や女性の能力の活用等、男女共同参画の重要性に関する啓発を行うことで、市内の企業・事業所が、女性が活躍しやすい環境となる。	県・関係機関が開催する講座などの情報収集に努めチラシの配布を行う。ニーズに即したテーマを検討し県と共同で労働講座を開催する。
		8	女性の就労支援・再就職支援等の実施	商工課	出産・育児・介護などで離職した女性に再就職を支援するための情報の発信を行うとともに、再就職への不安を解消するためのセミナーを開催することで、女性の就労意欲が高まる。	職場復帰又は再就職を目指す女性に就労への意欲を促すためのセミナーの実施及び起業セミナーの情報発信を行う。
		9	女性農業者への支援の充実	農務課	女性農業者を対象に学びや情報交換など交流の場を提供することで、女性農業者が家族経営協定の重要性を認識する。	女性農業委員と市が協働して女性農業者のつどいを開催し、家族経営協定の締結等に関する啓発活動を実施する。
	(4)仕事と家庭の両立を支える子育て支援サービスの充実	10	安城市における「特定事業主行動計画」の推進	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員を管理職員へ登用することで、女性の個性や能力が十分に発揮され、多様な価値観を持った組織になる。 男性職員が育児休業等を取得しやすい環境となり、ワークライフバランスが推進される。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員を行財政運営に関わる部署等、多様なポストに積極的に配置する。 女性職員のみを対象とする研修や、外部研修(自治大学校、全国市町村国際文化研修所)への派遣を行う。 女性職員の活躍を推進するための研修等を実施し、子育てを行う女性職員のキャリアの再構築やワーク・ライフ・バランスの実現を支援する。 配偶者の妊娠等の申出があった男性職員に対し、活用できる休暇・休業制度等の周知や所属長を通じたその取得予定のヒアリングを行う。
						11

第5次安城市男女共同参画プラン 新施策体系案

資料 4

基本目標	施策	新No.	取組	担当課	男女共同参画の視点からの達成目標	実施内容
2 家庭・地域における男女共同参画の推進	(1)家庭における家事・育児等の分かち合い促進	12	家事・育児のシェア等に関する啓発の実施	市民協働課	男女がともに仕事と家事や育児・介護等の両立に配慮した働き方を認識することで、ワーク・ライフ・バランスが推進される。	仕事と家事や育児・介護等の両立に配慮した働き方に関する啓発等を行う。
		13	男性の家庭への参画に向けた学習機会の提供	高齢福祉課	介護予防の中でも、栄養という切り口から、男性高齢者の家庭参画を進めることで、高齢期の家庭生活において男女が家庭内の役割を分かち合うことができるようになる。	定期的に男性高齢者向けの栄養講座を開催する。
				子育て支援課	男性が、子育てや家事等に積極的にに関わり、楽しむことができるとともに、家庭的責任を果たせるようになる。	パパ講座／イクメン広場／プレママプレパパ広場等、父親が参加できる講座やイベントを開催する。
				健康推進課	夫婦が、妊娠期から出産後の妊産婦の心の変化や、育児について学び、お互いの役割を一緒に考えることができるようになる。	男性の家事、育児への参画を促進するための講習会や学習機会の提供を行う。
				生涯学習課	男性にこれまで女性の分野とされがちであった家庭教育に関する講座などの学習機会を提供し、男女がともに学ぶことができる環境が整う。	男性の家事・育児・介護への参画を促進するための講習会や学習機会の提供を行う。
	(2)地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進	14	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	市民協働課	各種団体で、男女の隔たりなく、誰もが活躍できるようになる。	町内会などの各地域における地域団体や組織などへ男女共同参画の啓発等を行う。
		15	ジェンダーの視点を加えた防災対策の推進	危機管理課	・女性視点で必要となる防災備蓄品を充実させることで、災害時でも最低限の物資が確保できる環境が整う。 ・地域防災活動において、町内会の防災訓練等に女性が参加しやすい環境が整う。	・女性視点での意見を集め、女性視点で必要となる備蓄品を整備する。 ・各町内会向けの防災研修の一環として、男女問わず受講者に対して男女共同参画を踏まえた避難所運営等の講習を行い、地域防災活動における女性参画の重要性を周知し、啓発を行う。
		16	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催	市民安全課	防犯教室等の参加者が、実践を多く行うことにより、女性の防犯意識が高まるとともに、対応策を身につけることで不審者に対する心構えができるようになる。	女性を狙う犯罪から身を守るため、防犯教室などの講座を開催する。
		17	育児中でも学びやすい環境の整備	市民協働課	子どもを育てながらも学ぶ意欲を持つ市民が、安心して講座等に参加できる環境が整う。	託児のある講座等を開催する。
				生涯学習課	子どもを育てながらも学ぶ意欲を持つ市民が、安心して講座等に参加できる環境が整う。	託児のある講座等を開催する。

第5次安城市男女共同参画プラン 新施策体系案

資料4

基本目標	施策	新No.	取組	担当課	男女共同参画の視点からの達成目標	実施内容
3 多様な生き方を認め合う意識・環境づくり	(1)男女共同参画に関する啓発	18	男女共同参画に関する図書の展示による啓発	アンフォーレ課	図書情報館での「男女共同参画」に関する展示を通じて、広く市民が男女共同参画の重要性を認識する。	国の「男女共同参画週間」及び県の「男女共同参画月間」に合わせて、図書情報館2階ブラウジングコーナーで関連本の展示を行う。
		19	男女共同参画に関する情報発信の充実	市民協働課	市民活動団体等と協働して情報誌を発行することで、市民が広く男女共同参画の情報を入手できるようになる。	情報誌の発行や市公式ウェブサイト・広報紙、SNS等への記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信する。
		20	男女共同参画イベントの開催	市民協働課	市民活動団体等と協働で開催することで、より市民の視点に沿ったイベント内容となり、多くの市民が男女共同参画の重要性・必要性を認識する。	市民活動団体と市が協働して男女共同参画に関するイベント等を開催する。(週間・月間イベント)
	(2)男女共同参画に関する学習機会の提供	21	市民向け講座の実施	市民協働課	講座を通じ、男女共同参画についての理解が深まる。	男女共同参画に関するセミナーの開催や、地域、職場、学校等において男女共同参画に関する出前講座等を実施する。
		22	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	学校教育課	児童生徒が、男女の違いを知るとともに、互いを価値のある存在として認めることができるようになる。	・授業や学校生活全般において男女の隔てなく互いの価値を認めあうことができるよう協働的な学びを充実させる。 ・男女平等の意識を醸成するため、道徳教育を推進する。
	(3)人権が尊重される社会環境づくり	23	命の大切さ等を学ぶ機会づくり	子育て支援課	小中学生が、乳幼児とふれあうことで命の大切さを学び、人権や思いやりの意識を高める。	市内の児童センター9か所で、赤ちゃん出会い・ふれあい交流会を開催する。
		24	思春期保健の推進	健康推進課	子どもたちが、受け継がれた命、大切に育てられてきた自分を感じるにより、命の大切さを知ることができるようになる。また人生設計が望まない方向とまらないようになる。	学校などが行う学童期・思春期の発達段階に応じた保健教育を支援する。
		25	男女の健康づくり支援	健康推進課	生涯を通じた健康づくりの支援をすることで、市民の健康の保持増進が図られる。 女性については、心身の状況が年代に応じて大きく変化する特性があるため、その特性に応じた支援を受け、健康の保持増進が図られる。	各種がん検診等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療を促進する。
		26	LGBT等、多様な性に関する理解促進	市民協働課	市民が多様な性のあり方を理解し、多様性を認め合うようになる。	性的少数者に対する理解を深めるための啓発を行う。
				学校教育課	教職員のLGBT等に対する理解が深まる。	パンフレットによる啓発に加え、役職者、養護教諭及び希望者を対象に長期休業中に研修を実施する。
		27	市職員等への男女共同参画研修の実施	市民協働課	市職員が性的少数者に対する対応方法を理解し、多様性を認め合う視点を踏まえて業務遂行をするようになる。	性的少数者に対する理解を深めるための市職員の研修を実施する。
	28	パートナーシップ制度の制定及び運用	市民協働課	パートナーシップ制度制定により性的少数者の方の生きづらさを緩和し、多様な生き方を認める機運を醸成する。	パートナーシップ制度を制定し、制度内容等について啓発を行う。	

第5次安城市男女共同参画プラン 新施策体系案

基本目標	施策	新No.	取組	担当課	男女共同参画の視点からの達成目標	実施内容
4 あらゆる暴力の根絶と安全・安心な環境の確保	(1)DV防止に関する啓発	29	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	市民協働課	DV防止についての啓発を実施することで、DVで悩む人が安心して相談できる環境となる。 DV加害者がDVについての認識を持つことで、DV被害が未然に防止される。	DVの相談窓口の周知やパンフレットを作成・配布し、DVに関する知識の普及を進める。
		30	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	市民協働課	生徒が男女共同参画を含めたDVについて認識するようになる。	生徒向けにデートDVに関する内容のリーフレットなどを作成・配布し、周知を行う。
	(2)DV被害に対する早期対応・支援	31	DVIに関する適切な相談の実施	社会福祉課	DV相談において被害者が安心して相談できる環境となる。	DV相談の実施、相談者に対する助言支援を行う。
				障害福祉課	障害のある方のDV相談において被害者が安心して相談できる環境となる。	障害のある方のDV相談の実施、相談者に対する助言支援を行う。
				高齢福祉課	高齢者(65歳以上)のDV相談において被害者が安心して相談できる環境となる。	高齢者(65歳以上)のDV相談の実施、相談者に対する助言支援を行う。
				子育て支援課	DV相談において被害者が安心して相談できる環境となる。	DV相談の実施、相談者に対する助言支援を行う。
		32	DV被害者への連携した支援	市民協働課	被害に遭った時にすぐに相談できる体制をつくることで、市民が早期に相談ができるようになる。	被害者対応の情報を共有し、相談体制の充実を図る。
		33	被害者の一時保護の実施	社会福祉課	被害者が安全・安心な保護を受けることができる。	相談者の状況に応じて、愛知県女性相談センターへ一時保護を依頼する。
	子育て支援課			被害者が安全・安心な保護を受けることができる。	一時保護の実施及び必要に応じた施設措置等自立支援を行う。	
	(3)安全・安心を支える体制づくり	34	困難を抱える女性に関する支援	市民協働課	複雑化・多様化・複合化している課題に対し新たな女性支援を強化し、包括的・継続的に支援できる体制をつくることで、困難を抱える女性が早期に相談ができるようになる。	困難な問題を抱える女性が支援窓口へつながるよう周知を行う。
				市民相談係	女性相談員を配置し、相談窓口を定期的開設することで相談者が相談しやすい環境を整える。 様々な方法で市民への周知を図ることにより、悩みを抱える市民が女性相談を積極的に利用するようになる。	悩みを抱える市民を支援できるよう、女性相談を実施する(市役所相談室)。
				社会福祉協議会	市民の誰もが安心して相談できる環境となる。	心配ごとを相談できる身近な相談窓口として、利用者が気軽に立ち寄れる利用しやすい相談所の運営を行う。
				35	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化	市民協働課
	市民課	市職員に対して、DV等により住民基本台帳事務上の支援措置を受けている方の安全・安心を守るための説明を行うことにより、個人情報保護の取り扱いについて周知徹底が図られる。	市民協働課の主催するDV研修会の中で、支援措置に関する説明会を行う。			